

京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成17年3月31日、平成23年5月23日、
平成28年3月25日、令和2年3月31日、令和4年6月30日
令和6年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2第1項、地方自治法施行令第167条の15及び京都市契約事務規則に定めるもののほか、本市が締結した都市計画局の所管に属する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の請負契約の適正な履行を確保するための監督及び検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 本市が締結した都市計画局の所管に属する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいう。
- (2) 工事担当課 工事の設計及び監督を担当する課をいう。
- (3) 検査担当課 都市企画部都市総務課をいう。

第2章 監督

(監督)

第3条 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督（以下「監督」という。）は、工事の契約ごとに工事担当課の長等（工事担当課の長又は工事担当課の担当課長をいう。以下同じ。）又は工事担当課の長等が命じた職員が行う。

(定義)

第4条 この要綱において、「監督員」とは、前条の規定により監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。

(監督体制)

第5条 監督体制は、次の各号の監督員を置くものとし、原則としてそれぞれ当該各号に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 総括監督員 工事担当課の長等
- (2) 主任監督員 工事担当課の係長
- (3) 担当監督員 工事担当課の主任以下の職員

2 前項の規定にかかわらず、別に定める規模の工事においては、総括監督員に工事担当課の係長を充てることとする。この場合において、総括監督員は主任監督員の業務を併せて担当する

ことができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、工事担当課の長等は特に必要と認める場合においては、同項で規定する監督体制以外の体制を命ずることができる。

(受注者への通知)

第6条 京都市長は、監督員を置いたときは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第11条第1項及び第3項の規定に基づき、その氏名及び権限について監督員通知書（第1号様式）により受注者に通知しなければならない。

- 2 監督員を変更したときは、監督員変更通知書（第2号様式）により受注者に通知しなければならない。

(監督員の事務)

第7条 監督員は、京都市都市計画局建築請負工事監督細目に定めるところにより設計図書（契約の変更があるときには、変更後のもの）の内容のとおり工事が施工されるよう監理しなければならない。

第3章 検査

(定義)

第8条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査 契約書第34条（検査及び引渡し）の規定に基づき行う完成した工事目的物を対象とした検査をいう。

- (2) 既済部分検査 次に掲げる検査をいう。

ア 契約書第40条（部分払）の規定に基づき行う、工事材料又は完成した出来形部分を対象とする検査

イ 契約書第41条（部分引渡し）の規定に基づき行う、工事の完成に先だって引渡しを受ける既済部分を対象とする検査

ウ 契約書第43条（債務負担行為等に基づく複数年契約の前金払の特則）の規定に基づき行う、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したことを確認する検査

エ 契約書第48条（発注者の催告による解除権）、第49条（発注者の催告によらない解除権）及び契約書第55条（解除に伴う措置）の規定に基づき行う、既済部分に対する検査

オ 京都市都市計画局スライド条項（減額）、（増額）実施マニュアル及び単品スライド（増額）、（減額）運用マニュアルの規定に基づき行う出来形の検査

- (3) 中間検査 工事施工の中間段階における工事を対象とする検査をいう。

(検査)

第9条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査（以下「検査」という。）は、検査

担当課の職員が行う。

(定義)

第10条 この要綱において、「検査職員」とは、前条の規定により検査を行う職員をいう。

(検査職員の事務)

第11条 検査職員は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目に定めるところにより、適正な検査の事務を行わなければならない。

(完成検査の内容)

第12条 完成検査の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 契約条件（契約に変更があったときは、変更後の契約条件）に関する事項
- (2) 施工管理及び現場管理の実施状況に関する事項
- (3) 出来形及び品質に関する事項
- (4) その他受注者に課せられた義務の履行に関する事項

2 検査職員は、契約書、設計図書（契約の変更があったときは、変更後のもの）その他の関係書類に基づいて工事の適否を判定するものとする。

(検査の申請)

第13条 監督員は、受注者から工事の完成の通知を受け、監督員が工事の完成を確認したときは、速やかに次の各号に掲げる書類に必要な事項を記入の上、検査職員に提出するものとする。

- (1) 完成通知書（第3号様式）
- (2) 完成検査調書（第4号様式）
- (3) 工事成績評定採点表（第5号様式の1又は第5号様式の2）
- (4) 施工プロセスチェックリスト（別紙—5）

2 前項の1号から3号については、1部提出し、4号は電子データで提出する。

(検査日時の連絡)

第14条 検査職員は、前条第1項各号に掲げる書類を受理したときは、速やかに検査日時を定めて担当監督員に連絡しなければならない。

(完成通知書)

第15条 検査職員は、完成検査を終了したときは、完成通知書を速やかに担当監督員に返却しなければならない。

(完成検査調書)

第16条 検査職員は、完成検査を終了したときは、完成検査調書を作成し、速やかに担当監督員に返却しなければならない。

(工事成績評定採点表)

第17条 検査職員は、完成検査を終了したときは、工事成績評定採点表を作成しなければならない。

(検査の中止)

第18条 検査職員は、検査対象が、次の各号に掲げる場合には、検査を中止することができる。

- (1) 検査対象となる工事が、検査水準に達していないとき
- (2) 検査対象となる書類が、検査水準に達していないとき
- (3) その他検査職員が検査に支障があると判断したとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 工事監督要領
- (2) 工事検査要領

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月23日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則 (平成17年3月31日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則 (平成23年5月23日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する

附 則（平成２８年３月２５日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則（令和２年３月３１日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則（令和４年６月３０日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則（令和６年４月１日決定）

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

監 督 員 通 知 書

（受 注 者）

様

京 都 市 長
（担当：都市計画局

課）

契約書第11条第1項及び第3項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名（ ）

2 工 事 場 所（ ）

3 置いた監督員

- ☐ 総括監督員・職氏名（ ）
- ☐ 主任監督員・職氏名（ ）
- ☐ 担当監督員・職氏名（ ）
- ☐ 担当監督員・職氏名（ ）

4 監督員の権限は京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条第2項のとおり

5 上記の監督員以外に、地方自治法施行令第167条の15第4項に定める者に監督の権限の一部を委任した場合の監督員の氏名及び権限内容

注： □内には、該当する項目に☑を記入すること。

第 号
年 月 日

監 督 員 変 更 通 知 書

（受 注 者）

様

京 都 市 長
（担当：都市計画局

課）

- ☐ 監督員の氏名に変更があったので契約書第11条第1項に基づき下記のとおり通知します。
☐ 監督員の権限に変更があったので契約書第11条第3項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名（ ）

2 工 事 場 所（ ）

3 変更があった日（ 年 月 日 ）

4 変更があった監督員

- ☐ 総括監督員・職氏名（ ）
☐ 主任監督員・職氏名（ ）
☐ 担当監督員・職氏名（ ）
☐ 担当監督員・職氏名（ ）

5 監督員の権限は京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条第2項のとおり

6 上記の監督員以外に、地方自治法施行令第167条の15第4項に定める者に監督の権限の一部を委任した場合の監督員の氏名及び権限内容

注： □内には、該当する項目に☑を記入すること。

第3号様式（第13条第1項第1号関係）

総括監督員
確認印

完 成 通 知 書

年 月 日

京都市長 様

（受注者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記工事が完成しましたので、工事請負契約書第34条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額

3 完成年月日 年 月 日

第 4 号様式（第 1 3 条第 1 項第 2 号関係）

						契約年度	契約番号
完成検査調書							
工事名		受注者					
		請負代金額		変更請負代金額			
契約工期	から	遅延日数 (契約工期の最終日の翌日より)	日	修補等手直し工事完了届の添付	無		
完成通知 年月日		検査日					
検査年月日		監督員	所 属				
			総括監督員職氏名				
検査職員 職氏名	都市計画局 都市企画部 都市総務課		主任監督員職氏名				
	印		担当監督員職氏名				

項目別評定点

評価項目	細 別	評 定 点	満 点
1 施工体制	(1) 施工体制一般	点	3.3 点
	(2) 配置技術者	点	4.1 点
2 施工状況	(1) 施工管理	点	13.0 点
	(2) 工程管理	点	8.1 点
	(3) 安全対策	点	8.8 点
	(4) 対外関係	点	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	点	14.9 点
	(2) 品質	点	17.4 点
	(3) 出来ばえ	点	8.5 点
4 工事特性	(1) 施工条件等への対応 (加点のみ)	点	7.3 点
5 創意工夫	(1) 創意工夫 (加点のみ)	点	5.7 点
6 社会性等	(1) 地域への貢献等 (加点のみ)	点	5.2 点
7 評定点計		点	100 点
8 法令遵守等	(減点のみ)	点	点
9 評定点合計		点	(注)

上記工事については、設計図書、仕様書及びその他関係図書に基づき完成検査を行った結果、これらのとおり完成したことを確認する。

補足

- ・評定は、「京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領」による。
- ・評定点合計は、小数点第 1 位を四捨五入して整数とする。

第 4 号様式（第 1 3 条第 1 項第 2 号関係）

					契約年度	契約番号	
					〇〇	〇〇〇〇〇	
					〇〇	〇〇〇〇〇	
完成検査調書							
工事名	京都市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事			受注者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
	ただし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事			請負代金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	変更請負代金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約工期	〇〇年〇月〇日 から 〇〇年〇月〇日		遅延日数 (契約工期の最終日の翌日から)	日	修補等手直し工事完了届の添付		有 ・ 無
完成通知年月日	〇〇年〇月〇日			検 査 日	〇〇年〇月〇日		
検査年月日	〇〇年〇月〇日		監督員	所 属	都市計画局〇〇部〇〇課		
				総括監督員職氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇		
検査職員 職氏名	都市計画局 都市企画部 都市総務課 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印			主任監督員職氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇		
			担当監督員職氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇			

項目別評定点

評 価 項 目	細 別	評 定 点	満 点
1 施工体制	(1)施工体制一般	点	3.3 点
	(2)配置技術者	点	4.1 点
2 施工状況	(1)施工管理	点	13.0 点
	(2)工程管理	点	8.1 点
	(3)安全対策	点	8.8 点
	(4)対外関係	点	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	(1)出来形	点	14.9 点
	(2)品質	点	17.4 点
	(3)出来ばえ	点	8.5 点
4 工事特性	(1)施工条件等への対応 (加点のみ)	点	7.3 点
5 創意工夫	(1)創意工夫 (加点のみ)	点	5.7 点
6 社会性等	(1)地域への貢献等 (加点のみ)	点	5.2 点
7 評定点計		点	100 点
8 法令遵守等	(減点のみ)	点	点
9 評定点合計		注)	

補足

- ・ 評定は、「京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領」による。
- ・ 評定点合計は、小数点第 1 位を四捨五入して整数とする。

上記工事については、設計図書、仕様書及びその他関係図書に基づき完成検査を行った結果、これらのとおり完成したことを確認する。

第5号様式の1（第13条第1項第3号関係）

工 事 成 績 評 定 採 点 表

工事名	京都市〇〇〇〇工事 ただし、〇〇主体工事														契約年度 (当初)									契約年月日 (当初)									検査日					検査 年月日				
受注者															契約番号									契約年月日 (最終)									完成通知 年月日									
監督員 所属部課							請負 代金額					変更 請負 代金額					契約 工期	～																								
考 査 項 目		主任監督員 職氏名						総括監督員 職氏名						検査職員（中間1）								検査職員（中間2）								検査職員 職氏名												
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価			
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5		-5.0	-10																																				
	II 配置技術者	+3.0	+1.5		-5.0	-10																																				
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0		-5.0	-10										+5.0	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5.0	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5.0	-	+2.5	-		-7.5	-15.0				
	II 工程管理	+4.0	+2.0		-5.0	-10		+2.0	-	+1.0	-		-7.5	-15																												
	III 安全対策	+5.0	+2.5		-5.0	-10		+3.0	-	+1.5	-		-7.5	-15																												
	IV 対外関係	+2.0	+1.0		-2.5	-5.0																																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0		-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5		-10	-20				
	II 品質	+5.0	+2.5		-2.5	-5.0										+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25				
	III 出来ばえ															+5.0	-	+2.5	-		-5.0	-		+5.0	-	+2.5	-		-5.0	-		+5.0	-	+2.5	-		-5.0	-				
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																									
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)					-	-																																			
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)								+10	+7.5	+5.0	+2.5		-	-																											
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点						点						点						点						点																
評 定 点（※1）		① 点						② 点						③ 点						③ 点						④ 点																
7. 評定点計(※5)		点（①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4）= 評定点計 点																																								
		※ 中間検査があった場合（①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2）= 細目別評定点（中間が2回以上の場合は③を平均する。） ※ 中間検査がなかった場合（①×0.4+②×0.2+④×0.4）= 細目別評定点																																								
8. 法令遵守等(※6)				点	法令遵守等の該当事由																																					
9. 評 定 点 合 計 (※7)				点	評定点計（点）－7.法令遵守等（点）＝点（1回完済分点、2回完済分点、完成分34点）																																					
所 見 (※8)		総括監督員																																								
		主任監督員																																								
		検査職員																																								

決 裁 欄 工事担当課	課長	係長	決 裁 欄 検査担当課	課長	係長

第 5 号様式の 2 （第 1 3 条第 1 項第 3 号関係）
工 事 成 績 評 定 採 点 表

契約年度（当初）																契約年月日（当初）											
契約番号																契約年月日（最終）											
工事名																契約 工期		～									
受注者												検査日						検査 年月日						完成通知 年月日			
考 査 項 目								請負代 金額						変更請負 代金額													
				担当監督員又は 主任監督員職氏 名		印				総括監督員職氏名				印				検査職員職氏名				印					
項目		細別		a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価		
1. 施工体制		Ⅰ 施工体制一般		+1.0	+0.5		-5.0	-10																			
		Ⅱ 配置技術者		+3.0	+1.5		-5.0	-10																			
2. 施工状況		Ⅰ 施工管理		+4.0	+2.0		-5.0	-10										+5.0	-	+2.5	-		-7.5	-15.0			
		Ⅱ 工程管理		+4.0	+2.0		-5.0	-10		+2.0	-	+1.0	-		-7.5	-15											
		Ⅲ 安全対策		+5.0	+2.5		-5.0	-10		+3.0	-	+1.5	-		-7.5	-15											
		Ⅳ 対外関係		+2.0	+1.0		-2.5	-5.0																			
3. 出来形 及び 出来ばえ		Ⅰ 出来形		+4.0	+2.0		-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5		-10	-20			
		Ⅱ 品質		+5.0	+2.5		-2.5	-5.0											+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		
		Ⅲ 出来ばえ																	+5.0	-	+2.5	-		-5.0	-		
4. 工事特性		Ⅰ 施工条件等への対応(※2)																									
5. 創意工夫		Ⅰ 創意工夫(※3)						-	-																		
6. 社会性等		Ⅰ 地域へ貢献等(※4)								+10	+7.5	+5.0	+2.5		-	-											
加減点合計（1+2+3+4+5+6）				点						点						点											
評 定 点 （※1）				① 点						② 点						④ 点											
7. 評定点計				点（① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4）＝ 評定点計																							
8. 法令遵守等(※5)						点	法令遵守等の該当事由																				
9. 評 定 点 合 計（※6）						点	評定点計（ 点）－7. 法令遵守等（ 点）＝ 点																				
所 見（※7）				総括監督員																							
				担当監督員又は主任監督員																							
				検査職員																							

決 裁 欄 工事担当課	課長		係長		決 裁 欄 検査担当課	課長		係長	

別紙-5(第13条第1項第4号関係)

施工プロセスチェックリスト

1. 工事名	京都市〇〇〇〇工事 ただし、〇〇主体工事
2. 工 期	令和-118年1月0日～令和-118年1月0日
3. 受注者名	〇〇・××特定建設工事共同企業体 株式会社〇〇 〇〇〇〇

所属部課 0
担当監督員職氏名 主任 ○○○○

①施工プロセスチェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを担当監督員が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等をメモで記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取組状況等を記入する。

[illegible]

別紙-5(第13条第1項第4号関係)

施工プロセスチェックリスト

[illegible]

別紙-5(第13条第1項第4号関係)

施工プロセスチェックリスト

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考
				着手前	施 工 中						完成時	
2 施工状況	I 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
					/	/	/	/	/	/	/	
	II 工程管理	○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、着工関係書類等に含め提出した。 (施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
					/	/	/	/	/	/	/	
III 安全対策	I 安全管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
	II 安全活動	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中適宜) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中適宜) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
IV 対外関係	I 関係機関等	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等 (施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)		/	/	/	/	/	/	/	
					/	/	/	/	/	/	/	